

NISAについてのご留意点

- NISA口座（一般NISA、つみたてNISA）の開設は1人1口座（複数の金融機関で開設できません）のみの開設となります。
- NISA口座では一般NISAで年間120万円まで、つみたてNISAで年間40万円購入できますが、NISA口座で保有している投信を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。
- 使用しなかった非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座と他の口座（特定口座・一般口座）との損益通算はできません。
- ジュニアNISAに関する留意事項
 - ・ ジュニアNISA口座における非課税投資枠は、毎年、新規投資で80万円が上限であり、5年間で最大400万円まで投資が可能です。
 - ・ ジュニアNISA口座で保有している国内公募株式投資信託（以下「株式投資信託」）を、一度売却するとその非課税投資枠の再利用はできません。また、年間80万円までの非課税投資枠のうち、未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。
 - ・ ジュニアNISA口座（払出し制限付き課税口座を除きます。）の損失は、ジュニアNISA口座以外（一般口座や特定口座）で保有する株式投資信託の売買益や配当金等との損益通算はできず、その損失の繰越控除もできません。
 - ・ 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、ジュニアNISA口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税のため、ジュニアNISA制度上の非課税メリットを享受できません。
 - ・ 18歳（※）までは、原則として払出すことができません。それ以前に払出す場合には、ジュニアNISA口座は廃止され、災害等の場合（非課税での払い出しが可能です）がジュニアNISA口座は廃止となります。）を除き、過去に非課税とされた配当金等や譲渡益に対して課税されますのでご注意ください。
（※）子どもが、3月31日時点で18歳である年の前年12月末（例：高校3年生の12月末）
 - ・ ジュニアNISA口座で運用する資金は口座開設者本人の資金であり、本人以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります
- つみたてNISAに関する留意事項
 - ・ NISAとつみたてNISAは選択制であることから、同一年に両方の適用を受けることはできません。
NISAとつみたてNISAの変更は暦年単位となります。
 - ・ つみたてNISAをご利用いただくにあたり、定期的、継続的に積立投資を行う積立契約を行う必要があります。
 - ・ 20年の非課税期間経過後、翌年の非課税投資枠に保有商品を移管すること（ロールオーバー）はできません。
 - ・ つみたてNISAにかかわる累積投資勘定によりお買付けした投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。
 - ・ つみたてNISAに累積投資勘定を設けた日から10年経過した日、および同日の翌日以降5年を経過した日（以下基準経過日）ごとに、つみたてNISAを開設いただいたお客さまのお名前・ご住所について確認させていただきます。なお、基準経過日から1年以内に確認できない場合、累積投資勘定への投資信託等の受入ができなくなる可能性があります。